

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第27回全体会議の概要

日 時 平成22年10月30日(土)午前9時05分～12時28分

会 場 庁舎4階 特別大会議室

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、嶋津、野口、橋本、平田、
(敬称略) 藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

- ア 条例の素案の前文、素案に対する職員意見等への対応(N0.1、N0.2)について
前回の全体会議を踏まえて修正した案のとおり確認された。
- イ つくる会委員からの素案の見直し意見とその方向性(N0.1)について
作業部会による方向性の案を確認した。委員からの意見への主な対応については、別表のとおりである。
- ウ つくる会委員からの素案の見直し意見とその方向性(N0.2)について
作業部会による方向性の案のとおり確認された。

なお、この条例の特長について委員全体の共通認識を図るため、特長については事務局が作成することとなった。また、本日の全体会議での議論を反映して修正する条例の素案については、素案発表フォーラムより前に委員に送付することとなった。

詳細については、議事録を参照してください。

(2) その他

- ア 今後の日程について
 - (7) 素案発表フォーラムでは、委員に会場準備などをお願いする。また、地域説明会の打合せを行う。
 - (4) 地域説明会の日程調整結果について
- イ 事務連絡
第21回から第23回までの全体会議の議事録について、11月5日(金)までに確認をお願いする。

2 本日の第27回をもって、つくる会の全体会議は終了する。

別表

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.1)

第27回(H22.10.30)つくる会での意見を反映済み 方向性を修正した部分は網掛け

「全体会議で議論するもの、文言の確認(法制上整理するものも含む)」としていたもの

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	全体会議で確認した方向性 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
1	前文			古嶋	「コミュニティ」→「地域自治組織」 (の地域自治組織とあわせるならば...)	「コミュニティ」のまま ここでは、課題として挙げている中の1つであり、「地域自治組織」だけを指しているのではなく、広い意味で捉えているため。
2	前文		理念にある「コミュニティの振興」について	松井	前文にあります理念を全うするには、内容が薄められているものが散見されます。現状より活発化する具体的な方策は無いので、「コミュニティの醸成」にしたらどうかと思う	「コミュニティの醸成」に修正する。 現在、既にコミュニティ活動を行っているため。
3	町民	1町民の権利		神田	「町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を」→「町民は、必要な情報や知識を」に訂正。	「町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。」のまま 簡素化すると と の違いが不明確になるため、このままとする。
4	町民	1町民の権利		平田	「主役として考え」、「自ら考え、主体的に行動する」 →どちらか片方でよいのではないか。	
5	町民	1町民の権利		古嶋	「必要な情報や」→「必要な情報を得る権利」 (「必要な情報」が「学習する」にかかるように読めてしまう)	
6	住民参画と協働	1参画と協働		神田	の項目を削除。 で説明されているので要らない。	を残す。 条文の趣旨が違う。 は町民からの提案、 は、町が聴く姿勢。
7	住民参画と協働	1参画と協働		内山	で説明されているので、削除しても問題ない。	
8	住民参画と協働	1参画と協働		内山	の文章の中で、「重要な政策…」となっているが、特に「重要な…」と表現する必要はないかと考える。	「重要な政策」のまま 重要な政策に限定した方が混乱しない。
9	住民参画と協働	1参画と協働		神田	「町は、まちづくりの重要な政策」→「町は、まちづくりの政策」として、「重要」をとる。	
10	住民参画と協働	1参画と協働		藤巻	「聴く」→「聞く」	「聴く」のまま
11	住民参画と協働	1参画と協働		藤巻	「協働を求められたら誠実に」→「協働を求められた場合、誠実に」	「協働を求められた場合、誠実に」に修正する。

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.1)

第27回(H22.10.30)つくる会での意見を反映済み 方向性を修正した部分は網掛け

「全体会議で議論するもの、文言の確認(法制上整理するものも含む)」としていたもの

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	全体会議で確認した方向性 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
12	行政	全体		金子	条文数が多すぎないか。この条例が「自治基本条例」であることを考えると、この項目はこれほど細かく規定しなくてもいいように思え、また、他の大項目の条文数に対して、アンバランスな感じを受ける。	項目数はそのまま。No.20の提案についても、中項目「行政運営」を残す。 行政に対して関心が高い。
13	行政	1行政の責務		日下	「協働と参画」→「参画と協働」に(住民参画と協働との関係)	「参画と協働」に修正する。
14	行政	1行政の責務	、	金子	大項目「情報の公開、提供及び共有」の で類似のことが述べられているので、不要ではないか。	を削除する。 「情報公開」で、「行政運営」でそれぞれ述べているため。
15	行政	1行政の責務		神田	は他でも説明されているので削除。	を残す。 を削除するが は残す。
16	行政	1行政の責務		平田	「透明性があり」→「透明で」 すべてを透明にできないというところからこの言葉になったのかもしれないが、何かかえって気になった	「透明で」に修正する。 不透明なことがあるように読めるため修正。
17	行政	2町長の責務		古嶋	「公正、公平にかつ誠実に」→「公正、公平かつ誠実に」(語調)	「公正、公平かつ誠実に」に修正する。
追加	行政	2町長の責務		教授	については、実現と報告の2つが入っている。どちらについても言いたいのであれば、2つに分ける。報告に力点があるなら一文にする。	「町長は、…その実現に取り組む、その結果について報告しなければなりません。」という一文にする。 「報告すること」に力点を置いている。
18	行政	2町長の責務		日下	「報告しなければなりません」→「町民に報告しなければなりません。」	「町民に報告しなければなりません。」に修正する。 報告する対象を明確に。
19	行政	3職員の責務		日下	「職務を果たす」→「職務を遂行する」	「職務を遂行する」に修正する。 議員の責務とも整合性を図る。
20	行政	4行政運営		遠藤	不要。自治について重要な記載ではない。行政改革基本法のようなものである。	中項目「行政運営」を残す。 行政に対して関心が高い。
21	行政	4行政運営		神田	は一般的かつ常識的なことで、敢えて規定する必要性があるとは思えないので削除。	項目数はそのまま 行政に対して関心が高い。
22	行政	4行政運営		日下	「行政運営の効率を図るために」→削除 くだいし、行政運営 に効率化が書いてある。	「行政運営の効率を図るために」のまま
23	行政	4行政運営		日下	「計画的に」→削除 当然のことで、くだい	「計画的に」のまま
24	行政	4行政運営		古嶋	「計画的に」→ cut (文章の流れから、計画的なことは自明)	

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.1)

第27回(H22.10.30)つくる会での意見を反映済み 方向性を修正した部分は網掛け

「全体会議で議論するもの、文言の確認(法制上整理するものも含む)」としていたもの

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	全体会議で確認した方向性 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
25	議会	1議会の責務		古嶋	「自らも」→ cut	「自らも」を削除する。
26	議会	1議会の責務		日下	長文過ぎる。「町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し」→削除 議員以外の行政にも求められる当然のこと。	「町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し」のまま つくる会としての強い思いがある。
27	地域活動と地域自治組織	1地域活動と地域自治組織		日下	「自己実現」→「自己啓発」の方が身近に感じます。	「自己実現」のまま
28	地域活動と地域自治組織	1地域活動と地域自治組織	現在は	古嶋	文末→「その活動を支援します。」 「まちづくり...以下」cut (主語が町。参画に努めるのは町民?)	主語を「行政は」にし、「その活動を支援します。」の語尾にする。 (「まちづくりの参画...」を削除する。) 「参画」は他で記載されているので削除。また、支援するのは「行政」なので、主語を「行政」にする。
追加	情報の公開、提供及び共有	1情報の公開、提供及び共有		教授		主語を「議会及び行政は」に修正する。 「町」には町民も含んでいるので、主語を明確にした。
29	情報の公開、提供及び共有	1情報の公開、提供及び共有		野口	「町政情報を公開します。また...」→「町政情報を公開し、また」	「町政情報を公開し、また」に修正する。
30	住民投票	1住民投票		藤巻	「本町」→「白岡町」	「白岡町」に修正する。
31	住民投票	1住民投票		平田	「本町」→「白岡町」他とそろえた方がよい。	
32	住民投票	1住民投票		内山	「満18歳以上の者は...」を「満18歳以上で別に定める者は...」に変更する。 町民から意見・心配な点を考慮する。	「別に条例で定める満18歳以上の者は」に修正する。 現段階では詳細については決めず、別の条例(住民投票条例)に委任する。
33	次世代	1こども		日下	「地域づくり」→「地域の環境づくり」	「地域づくり」のまま
追加	次世代	1こども		平田	「参加」→「参画」	「参画」で統一する。 混乱するので、他のところでも「参画」に統一する。

なお、文言については、最終的には法制上の整理を行う。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会

第27回全体会議

1 日 時 平成22年10月30日(土) 午前9時～正午

2 場 所 庁舎 4階 特別大会議室

3 内 容

まず、前文について、前回の全体会議で修正した部分を確認します。その後、素案全体の見直しに係る委員からの意見に対し、作業部会が方向性を出したものについて確認、検討します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
9:10～11:50 (適宜休憩)	全体会議 (議長：内山会長) (1) 前文について、前回の全体会議で修正した部分を確認します。 (2) 素案全体の見直しに係る委員からの意見に対し、作業部会が方向性を出したものについて確認、検討します。 (3) その他
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）

第17回（H22.10.19）作業部会

H22.10.23現在

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの[地域の特質](#)を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

白岡町は、[地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築](#)、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、[地域の特質を生かした農業振興](#)、[これからのまちづくりのための商業工業の発展](#)など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で[暮らしやすい環境と地域社会](#)を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、[自分たちの手でまちづくりを推進していきます](#)。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

[私たちは、こうした考え方に基づき、](#)ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）の修正対照表

第17回（H22.10.19）作業部会

H22.10.23現在

第24回 全体会議配布案（427字）	修正案（435字）
白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。
地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。	白岡町は、<u>地方分権が進む中、地方自治の発展を目指し、</u>白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、<u>広く町民が公共を担う地域社会の構築、</u>地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興<u>地域の特質を生かした農業振興、これから</u><u>のまちづくりのための商業工業の発展など、</u>数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な暮らしやすい環境と循環型<u>地域社会を創造していきます。</u>
私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。	私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。
そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。	<u>私たちは、</u>そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、<u>こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。</u>

「白岡町自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応(案) №1

第26回(平成22年10月23日)全体会議を踏まえ、第18回(平成22年10月28日)作業部会で確認し、第27回(平成22年10月30日)全体会議で配付

NO	項目	現 在 の 案	修 正 案	備考(数字は職員意見番号)
1	1 理念	<u>わたしたちは</u> 、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	<u>町民及び町は</u> 、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、 <u>誰もが</u> 個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	*5 誰と誰が協働するかを明確にするため、主語を「町民及び町」に修正。(町民同士の協働もありうるため。) *2 このままとする。 *1.3.このままとする(目的を修正することで、整合性が図れる。) *4 このままとする。
2	2 目的	この条例は、白岡町における自治の <u>基本原則</u> と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	この条例は、白岡町における自治の <u>基本理念</u> と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	*1.3.上の理念に対し、ここでは基本原則と記載している。両者の整合性を図るため「自治の理念」に修正
3	3 責務	町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	*13 このままとする。 (まちづくりの定義外の、行政が関与しない課題について言及している。)

1 定義	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。 この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力して<u>みんなでまちづくりを進める</u>ことを言います。 参考： ・「住民協働」は考え方等も含めた全文中 7 箇所 ・「協働」は同全文中 2 4 箇所	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、及び町と連携しが行う、誰もが誇れる白岡町を作り出す公共的な活動のことを言います。<u>より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。</u> *「住民協働推進指針」の「まちづくり」 町民と行政とが自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、そのあるべき姿に向かい、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為 この条例において住民協働とは、町民・議会・行政が<u>みんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力する</u>ことを言います。 *「住民協働推進指針」の「住民協働」 町民と行政とが共通の目的を実現するために、互いに対等の立場で相互の信頼と合意の基に役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮しあいながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくこと	* 16 住民協働の定義と似ているため修正（「町と連携」としているが、まちづくりの定義を広く考えれば、それぞれ単独の活動も含むのでは） * 16 それぞれの定義を分けたため、今の段階ではこのままとする。 * 17 このままとする。 * 15.18 条文の本文中のままとする。 * 19 33 住民協働を定義したが、本文中では、この他に 2 箇所（ - 2 - 、大項目名）だけで、協働の使用が多い（8 箇所） 定義を協働にあらため、他の使用箇所も協働に修正する。また、「協働のまちづくり」などを使う場合があるため、表現も一部修正する。（「協働」は自立した主体同士が連携・協力するイメージである。）	
4	— 1 定義	（参画と協働の使い分け）	この条例において参画とは、町民が町政に関して様々な形で主体的に関わり、意見を述べ、提案を行うことを言います。	（「参画」、「協働」の使い分けを明確にするため、定義づけた。）

5	2 住民参画	政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。	町が政策決定立案等を行うに当たっては、への住民参画は、協働を原則とします。して、この条例の理念に基づき行います。 町は、協働によるまちづくりを推進します。	* 21.22.23 内容を明確にするため修正 * 22 今の段階ではこのままとする。
6	1 行政の責務	(町、行政の使い分け)	(行政の定義案) この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。 10 / 23の全体会議で上記の定義規定を復活させることとした。 作業部会では、「町」、「行政」を定義しないこととした。	* 31 町と行政を使い分けるため、行政の定義を追加し、違いを明確にする。
7	条例全般	(「協働によるまちづくりを進めるための条例」か「町民自治を再認識し、まちづくりを進めるための条例」なのか?)		* 47 住民自治は地方自治の本旨である。この条例素案では、それを基本としつつ、今後のまちづくりには、住民との協働が不可欠であるとの認識である。

条例の素案の全体の整理については、次の段階で行なう。

「白岡町自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応（案） No 2

第26回（平成22年10月23日）全体会議を踏まえ、第18回（平成22年10月28日）作業部会で確認し、第27回（平成22年10月30日）全体会議で配付

No	項目	現在の案	修正案	備考(職員意見番号)
1	- 2 住民参画 趣旨	住民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	町民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	* 20 住民から「町民」に修正 考え方にも、同様の例があるため全般的に見直す。
2	- 2 住民参画	行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	町は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	* 28 、 、 の主語にあわせて、「町は」とする
3	- 1 行政の責務	行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	行政は、町民の信託信託に応えるために、この条例の理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	* 32 33 他に自治の基本理念の記載は無いため修正 * 37、44 と合わせ「信託」を「信託」にし、整合性を取る。
4		行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	* 34 住民から「町民」に修正
5		行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。	行政は、町民主体の行政運営を行うとともに、透明性があり、開かれた町民主体の行政運営に努めます。	* 34 他と同様に、行政運営に修正。全体的に文章を整理。

6	- 2 町長の責務	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、 <u>町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。</u>	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、 <u>町民の信託信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。</u>	* 37 町長は、住民の選挙により選任された公職者であり、信託に応える相手は「住民」が適当。ここでは、町民の「信託」であれば、その問題は解決する。
7	- 4 行政運営	行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な <u>行政手続の確保</u> をする必要があります。	行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な <u>行政手続を確保</u> する必要があります。	* 42 表現の修正
8	- 2 議員の責務	議員は、 <u>町民の代表として責任を持って町民の信託に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。</u>	議員は、 町民の代表として 責任を持って町民の信託に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。	* 44 議員は、住民の選挙により、その代表として選任された公職者であるので、「住民」が適当。「町民の代表として」を削除することで* 37 とも整合性が取れる。

白岡町自治基本条例の素案

H22.10.23現在

第26回(H22.10.23)つくる会で確認できたものまでを反映しています。

前文	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。 白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 私たちは、こうした考え方にに基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。
----	--

項目		内容(条例の本文)
大	中	
総則	1 理念	町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。
	2 目的	この条例は、白岡町における自治の理念と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。
	3 定義	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。 この条例においてまちづくりとは、町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。 この条例において協働とは、町民・議会・行政がみんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを言います。 この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。 この条例において地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。
町民	1 町民の権利	町民は、まちづくりに参画する権利を有します。 町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。 町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。
	2 町民の責務	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。 町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。 町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
住民参画と協働	1 参画と協働	町は、協働によるまちづくりを推進します。 町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。 町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。 町は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。 町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。
行政	1 行政の責務	行政は、町民の信頼に応えるために、この条例の理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。 行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。 行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。 行政は、透明性があり、開かれた町民主体の行政運営に努めます。

項目		内容(条例の本文)
大	中	
行政 続き	2町長の責務	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信頼に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。 町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。 町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。
	3職員の責務	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。
	4行政運営	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。 行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。 行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。 行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続を確保する必要があります。 行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。
議会	1議会の責務	議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。 議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。 議会の会議は原則、公開とします。 議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。
	2議員の責務	議員は、責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。 議員は、説明責任を果たすように努めます。
地域活動と地域自治組織	1地域活動と地域自治組織	町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。 町は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。
情報の公開、提供及び共有	1情報の公開、提供及び共有	町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。 地域自治組織は、活動への参加促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。 前2項の情報の公開・提供に当たっては、町と地域自治組織は、保有する個人情報情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。
住民投票	1住民投票	町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。 本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。 議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。 町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。
次世代	1こども	町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。 町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。
検証等	1検証	町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。
	2改廃	町長及び議会は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.1)

第17回(H22.10.28)作業部会で案を作成、第27回(H22.10.30)つくる会で配付

全体会議で議論するもの、文言の確認(法制上整理するものも含む)

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	作業部会による方向性案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
1	前文			古嶋	「コミュニティ」→「地域自治組織」 (の地域自治組織とあわせるならば...)	「コミュニティ」のまま ここでは、課題として挙げている中の1つであり、「地域自治組織」だけを指しているのではなく、広い意味で捉えているため。
2	前文		理念にある「コミュニティの振興」について	松井	前文にあります理念を全うするには、内容が薄められているものが散見されます。現状より活発化する具体的な方策は無いので、「コミュニティの醸成」にしたかどうかと思う	「コミュニティの醸成」に修正する。
3	町民	1町民の権利		神田	「町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を」→「町民は、必要な情報や知識を」に訂正。	「町民は、まちづくりに必要な情報や知識を学習する権利」に修正する。 「必要な情報・知識を得る」ことを強調したいため簡潔にする。また、生涯学習との違いを明確にするため、「まちづくり」を残す。
4	町民	1町民の権利		平田	「主役として考え」、「自ら考え、主体的に行動する」 →どちらか片方でよいのではないか。	
5	町民	1町民の権利		古嶋	「必要な情報や」→「必要な情報を得る権利」 (「必要な情報」が「学習する」にかかるように読めてしまう)	
6	住民参画と協働	1参画と協働		神田	の項目を削除。 で説明されているので要らない。	を削除する。
7	住民参画と協働	1参画と協働		内山	で説明されているので、削除しても問題ない。	
8	住民参画と協働	1参画と協働		内山	の文章の中で、「重要な政策…」となっているが、特に「重要な…」と表現する必要はないかと考える。	「重要な政策」のまま 重要な政策に限定した方が混乱しない。
9	住民参画と協働	1参画と協働		神田	「町は、まちづくりの重要な政策」→「町は、まちづくりの政策」として、「重要」をとる。	
10	住民参画と協働	1参画と協働		藤巻	「聴く」→「聞く」	「聴く」のまま
11	住民参画と協働	1参画と協働		藤巻	「協働を求められたら誠実に」→「協働を求められた場合、誠実に」	「協働を求められた場合、誠実に」に修正する。

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.1)

第17回(H22.10.28)作業部会で案を作成、第27回(H22.10.30)つくる会で配付

全体会議で議論するもの、文言の確認(法制上整理するものも含む)

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	作業部会による方向性案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
12	行政	全体		金子	条文数が多すぎないか。この条例が「自治基本条例」であることを考えると、この項目はこれほど細かく規定しなくてもいいように思え、また、他の大項目の条文数に対して、アンバランスな感じを受ける。	項目自体の削除もあり得るので、全体会議で議論する。
13	行政	1行政の責務		日下	「協働と参画」→「参画と協働」に(住民参画と協働との関係)	「参画と協働」に修正する。
14	行政	1行政の責務	、	金子	大項目「情報の公開、提供及び共有」の で類似のことが述べられているので、不要ではないか。	は、情報公開にかかる記述の部分も削除し、「行政は、町民の参加のもと、行政評価の実施に努めます。」に修正する。 削除する。
15	行政	1行政の責務		神田	は他でも説明されているので削除。	
16	行政	1行政の責務		平田	「透明性があり」→「透明で」 すべてを透明にできないというところからこの言葉になったのかもしれないが、何かかえって気になった	
17	行政	2町長の責務		古嶋	「公正、公平かつ誠実に」→「公正、公平かつ誠実に」(語調)	「公正、公平かつ誠実に」に修正する。
18	行政	2町長の責務		日下	「報告しなければなりません」→「町民に報告しなければなりません。」	「町民に報告しなければなりません。」に修正する。
19	行政	3職員の責務		日下	「職務を果たす」→「職務を遂行する」	「職務を遂行する」に修正する。 議員の責務とも整合性を図る。
20	行政	4行政運営		遠藤	不要。自治について重要な記載ではない。行政改革基本法のようなものである。	項目自体の削除もあり得るので、全体会議で議論する。
21	行政	4行政運営		神田	は一般的かつ常識的なことで、敢えて規定する必要性があるとは思えないので削除。	
22	行政	4行政運営		日下	「行政運営の効率を図るために」→削除 くだいし、行政運営 に効率化が書いてある。	
23	行政	4行政運営		日下	「計画的に」→削除 当然のことで、くだい	
24	行政	4行政運営		古嶋	「計画的に」→ cut (文章に流れから、計画的なことは自明)	
25	議会	1議会の責務		古嶋	「自らも」→ cut	「自らも」を削除する。
26	議会	1議会の責務		日下	長文過ぎる。「町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し」→削除 議員以外の行政にも求められる当然のこと。	「町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し」を削除する。
27	地域活動と地域自治組織	1地域活動と地域自治組織		日下	「自己実現」→「自己啓発」の方が身近に感じます。	「自己実現」のまま
28	地域活動と地域自治組織	1地域活動と地域自治組織	現在は	古嶋	文末→「その活動を支援します。」 「まちづくり...以下」cut (主語が町。参画に努めるのは町民?)	「まちづくりへの参画に努めるものとします。」を削除する。

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.1)

第17回(H22.10.28)作業部会で案を作成、第27回(H22.10.30)つくる会で配付

全体会議で議論するもの、文言の確認(法制上整理するものも含む)

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	作業部会による方向性案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
29	情報の公開、提供及び共有	1情報の公開、提供及び共有		野口	「町政情報を公開します。また…」→「町政情報を公開し、また」	「町政情報を公開し、また」に修正する。
30	住民投票	1住民投票		藤巻	「本町」→「白岡町」	「白岡町」に修正する。
31	住民投票	1住民投票		平田	「本町」→「白岡町」他とそろえた方が良い。	
32	住民投票	1住民投票		内山	「満18歳以上の者は…」を「満18歳以上で別に定める者は…」に変更する。 町民から意見・心配な点を考慮する。	「別に条例で定める満18歳以上の者は」に修正する。
33	次世代	1子ども		日下	「地域づくり」→「地域の環境づくり」	「地域づくり」のまま

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.2)

第17回(H22.10.28)作業部会で案を作成、第27回(H22.10.30)つくる会で配付

議論済みのもの、既につくる会として方向性が出されているもの

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	作業部会による方向性案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
1	前文		理念にある「暮らしやすい環境を次世代に引き継ぐ」について	松井	前文にあります理念を全うするには、内容が薄められているものが散見されます。田圃、畑、樹木などのみでなく、騒音や住居周辺のマナー低下などへの方策	議論済み
2	前文		理念にある「少子高齢化社会への対応」について	松井	前文にあります理念を全うするには、内容が薄められているものが散見されます。少子は項目「こども」にて対応しているが「高齢」に関しては、配慮が足りない。高齢者ばかりの委員にしては如何なものか？	議論済み
3	総則	1理念	主語	内山	主語の「町民及び町は…」を「町民・議会及び行政は…」に変更 第26回全体会議でも議論されたが、未確定のため記載した。	法制上整理する。
4	総則	3定義		野口	町民、住民協働、まちづくり、町、行政の定義をまとめる。	定義にまとめる。
5	町民、住民参画と協働	1定義		遠藤	総則の3定義にまとめる。	
6	住民参画と協働	1定義	、	野口	この項目を工夫したい。	定義にまとめる。
7	住民参画と協働	1参画と協働		平田	「行政」→「町」 主語はそろえた方が良い。	「町」にする。
8	住民参画と協働	1参画と協働		日下	参画と協働の中で「公募」を前面に出しては、「幅広い住民の参画」→「公募を中心とした住民の参画」 具体的には、委員会、審議会、評議委員等には必ず公募委員を参画させ、より広い視点で意見交換することが大切。町、公募の仕方をより明確に。例えば広報に公募欄を設定する。	議論済み
9	行政	2町長の責務		日下	「住民協働」→「協働」(住民協働は他に出てこない)	「協働」にする。
10	行政	3職員の責務		金子	地方公務員法第30条及び第35条で明文化されているので、不要ではないか。	議論済み

「白岡町自治基本条例」見直し意見とそれに対する方向性一覧(No.2)

第17回(H22.10.28)作業部会で案を作成、第27回(H22.10.30)つくる会で配付

議論済みのもの、既につくる会として方向性が出されているもの

番号	該当部分	最新大項目名・中項目名で表示		委員	意見等(要旨)・その理由	作業部会による方向性案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細			
11	議会			野口	「しなければならない」	法制上整理する。
12	議会			野口	「努めるものとする。」	
13	地域活動と 地域自治組織	1地域活動と 地域自治組織		古嶋	定義へ移動	定義にまとめる。
14	地域活動と 地域自治組織	1地域活動と 地域自治組織		金子	定義に入れた方が良いのではないか。	
15	地域活動と 地域自治組織	1地域活動と 地域自治組織	、 は現在は	野口	と を入れ替える。	議論済み
16	情報の公開、提供及び共有	1情報の公開、提供及び共有		日下	白岡町情報公開条例との関係は必要ないでしょうか？ 別途白岡町の情報公開条例による…等の文言	議論済み
17	条例全般			平田	文章の終わりが「～します」、「～なければなりません」があるが、強さが違うように感じられた。できれば統一した方が良いのではないかと思う。	法制上整理する。
18	条例全般			日下	本条例の特徴、特に、強調したいことは何か？特徴等はいらないという意見があるうが、できることなら委員の共通認識として確認しておきたい。 案 「公募」による町民の参画、 協働によるまちづくり(当町の目玉？)、 次世代、こども(もう少し本項目を充実させたいが時間的に無理ですね。)、 住民投票投票制度の導入	議論済み
19	条例全般		定義	日下	「町は…」が主語になっている文が多い。したがって、町、白岡町、行政の言葉について、法令の専門家の意見を聞いて、それぞれの意味を確認しておいた方が良いのでは。(行政は定義済みだが。)	議論済み

自治基本条例素案 「地域説明会」 スケジュール調整結果

日にち	12 / 16 (木)	12 / 18 (土)	12 / 18 (土)	12 / 19 (日)
時 間	19:00 ~	10:00 ~	15:00 ~	10:00 ~
会 場	中央公民館	はびすしらおか	コミュニティセンター	中央公民館
内 山 欣 春	○	○	○	○
神 田 芳 晃	○	○	○	○
1 飯 島 ヒラコ	○			
2 五十嵐 泰 子			○	
3 遠 藤 誠	○			
4 金 子 八 絵			○	
5 日 下 正 利	○			
6 古 嶋 美 代		○		
7 櫻 井 勇 三			○	
8 佐々木 梓 紗	○			
9 嶋 津 哲 夫		○		
10 野 口 保 男				○
11 橋 本 正 秀			○	
12 広 辺 和 隆				○
13 平 田 恵美子				○
14 藤 巻 稔		○		
15 松 井 利 雄				○
16 吉 野 大 輔		○		